

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長 ○○ ○○（以下、「甲」という。）が管理する高梁川及び高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長 □□ □□（以下、「乙」という。）が管理する小田川において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、高梁川・小田川沿川に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 △△ 代表取締役 △△ △△（以下、「丙」という。）に対し、河川等災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲又は乙が丙に対し協力を要請する活動の実施区域は、高梁川出張所において管理する一級河川高梁川の別図－1に示す◇◇区間及び高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所が管理する小田川◇◇区間（以下、「実施区域」という。）とする。
ただし、災害の規模により上記区間外での活動要請を行うことができる。

（活動内容）

第3条 甲又は乙が丙に対し協力を要請する活動は、原則として、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、丙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 丙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。
2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲又は乙から要請があった場合は、丙は書面により速やかに甲又は乙に報告するものとする。
3. 甲又は乙は、甲又は乙の保有する建設資機材等を、あらかじめ丙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲又は乙及び丙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲又は乙は、丙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、丙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲又は乙から出動要請がない場合は、丙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
2. 丙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲又は乙に報告するものとする。また、甲又は乙は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により丙に通知するものとする。

（活動の実施）

第7条 丙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を

実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、岡山河川事務所所属職員のうち甲が指定する者又は高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所所属員のうち乙が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、丙はその指示に従うものとする。
3. 甲又は乙は、前項による指示者を指定したときは、速やかに丙に通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲又は乙は、丙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）

第9条 丙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業業者（以下、「丁」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲又は乙は、本活動の実施区域を担当する丁の業者名及び連絡先を丙に通知するものとする。

（活動の完了）

第10条 丙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲又は乙に報告するものとする。

（費用の請求）

第11条 丙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲又は乙に請求するものとする。

（費用の支払）

第12条 甲又は乙は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第13条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（損害の負担）

第14条 本活動の実施に伴い、甲又は乙、丙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、丙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その処置について甲又は乙、丙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに丙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、丙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲又は乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲又は乙がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、令和4年5月16日から令和5年5月15日までとする。

(その他)

第16条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲又は乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 4年 月 日

甲 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所長 ○○ ○○

乙 倉敷市真備町箭田1141番地1
国土交通省 中国地方整備局
高梁川・小田川
緊急治水対策河川事務所長 □□ □□

丙 △△市△△
株式会社△△
代表取締役 △△ △△